

議会だより

No.186 (R6.5.1 発行)

令和6年 第1回浦臼町議会定例会 一般質問

第1回定例会は3月5日から12日まで開催し、4議員から一般質問がありましたので、内容を要約し報告します。



しずかわひろみ 静川広巳	<ul style="list-style-type: none">・町施設のLED化の現状・ドジャース大谷選手寄贈のグローブ	9ページ 10ページ
のぎきひろやす 野崎敬恭	<ul style="list-style-type: none">・浦臼の地名、番地の呼称について・市街地国道の排雪について	10ページ
なかがわきよみ 中川清美	<ul style="list-style-type: none">・自然休養村センターの今後の計画・水田活用直接支払交付金による今後のぼたんそばの作付けの影響・高齢者世帯の特殊詐欺被害対策について	11ページ 12ページ
たかだひでとし 高田英利	<ul style="list-style-type: none">・新たな有害鳥獣対策・浦臼町DX推進方針の現状と今後	12ページ 13ページ

町管理施設のLED化の現状

Q 質問

2027年の蛍光管製造禁止に向け、町が管理している施設のLED化はどのようになっているのか。

また今後、政府や民間等に加えて多くの自治体が一斉にLED化を進めることが想定され、世界的な発光ダイオードの不足や資材不足が起きる可能性もあると考えられる。少しでも早く取り組むべきと思うが。

さらに町民への周知も必要では。

A 町長答弁

蛍光管は2027年末での製造及び輸出入の禁止が決定され、現状においても材料価格の高騰などにより各社のLED製品が値上げ



静川議員

されていることは承知している。

また、国際条約に基づく決定であり、全加盟国が同様の状況になれば世界的な発光ダイオード不足や資材不足が起きる可能性も指摘されている。

今後、町施設における器具の更新については、LEDに未更新の施設が多いことから、学校施設や町民利用の多い施設など優先順位を決定し計画的に進める。

短期間での実施が望ましいとは理解しているが、製造禁止以降も在庫品販売や継続使用が認められているので、緊急性と財政的な判断により年次の適正更新に努めていく。

町民への周知については、個人住宅もいざしLED照明への交換が必要となるので、広報うらうすや町公式ホームページを活用し、製造中止の時期など必要な情報を適切に知らせ、早目早目の準備を促していきたい。

ドジャース大谷選手 寄贈のグローブ

Q 質問

昨年末より、ドジャース大谷選手から全国の小学校に寄贈されたグローブだが、我が浦臼小学校にも届けられている。

現在どのように取り扱われているのか、またこれらの取り扱いについてどのように考えているのか。

A 教育長答弁

大谷翔平選手からのグローブについては、本年1月11日に教育委員会に送付され、その日のうちに小学校へ届けている。

その後、1月16日の始業式において、大谷選手から「自分が充実した人生を送る機会を与えてくれた野球というスポーツに対して、たくさんの子供たちに興味を持ってもらいたい。野球しようぜ。」というメッセージとともに児童にお披露目をしている。

現在は盗難防止のため職

員室で保管し、授業等で使用している。

休み時間などについては、体育館でのキャッチボール等は危険なので禁止しているが、雪が解けグラウンドが使用できるようになれば多くの児童に野球に触れ合ってもらえるよう積極的にグローブを使ってもらおうと考えている。

また、今回寄贈いただいたグローブは3個であり、児童が順番や使用時間を守るなどルールに沿った使い方ができるように指導するなど、教育的な観点からも有効に活用したい。



野崎議員

浦臼町の地名、番地の 呼称について

Q 質問

浦臼町の住所は町内会表

示で新聞等に載るが、近年はナビや地図アプリの普及などもあるので番地表示が必要ではないか。他市町村では多くが番地表示となっている。

また、地名表示も隣り合う土地で漢字や片仮名表記に変わるなど、複雑でまとまりがない。地名に愛着のある方もいると思うが、

①新聞に掲載される表示を町内会ではなく番地表示に統一できないか。

②地名の漢字、片仮名の呼称を統一できないか。

A 町長答弁

①お悔やみなど町が発信する住所は行政区で通知している、新聞には町内会表示で掲載されている。番地表示に変更することは可能だが、これまで町民からの特段の要望はなく、詳細な住所表示により葬儀時に留守宅を狙う空き巣被害も懸念されるため、防犯上からも今のところ番地表示への変更は考えていない。

②現在の字名が多いのでは

という話は聞くが、今のところ大きな支障が出ていない。との声も届いていない。

特に問題はないと判断しているが、二つの質問については、町内会長会議の際に意見を求めたい。



市街地国道の 排雪について

Q 質問

国道における除排雪は国が行うものと理解している。しかし、近年は排雪回数が少なく、年に1〜2回となつている。市街地の住宅は自家用車やお客様の車両の出入りのため自宅前を空けなければならぬが、雪山が高く積み上がり、出入り口も狭く、車を出す際に左右の車両の動きが見えず危ない。何より景観が悪く、

町は移住・定住策を掲げているが、国道の雪山を見たときのイメージダウンは避けられないと思う。開発局と協議しては。

A町長答弁

堆積された雪山の影響により国道の幅員が狭く、大型車等の通行には支障のない最小限の幅員は確保されているが、町道や歩道、店舗等から国道に出る場合、非常に危険なことは認識している。国道を所管する開発局滝川道路事務所への申し入れは毎年行っていて、開発局も認識しているが、国道の排雪は年1回となっているのが現状である。交通量の多い12号線の排雪後に275号線の排雪を行うこととされており、浦臼町は雪捨て場の造成状況を勘案して毎年1月下旬ごろに排雪が行われている。今後も排雪回数の増加や雪山をカットして幅員を確保するなど安全な道路、交通環境を維持すべく引き続き要請していく。



中山議員

自然休養村センターの今後の計画

Q質問

休養村センターは昭和51年に建てられ、平成3年に改築している。現在は指定管理者により運営され、指定管理者の期限は令和6年3月末となっている。また、昭和56年度以降の耐震設計の基準に適合していない。

- ① 今回の指定管理募集の要件において期限が1年となっている理由は。
- ② 指定管理者の申し込み状況は。
- ③ 今後の改修計画の考えを伺う。

A町長答弁

① 現施設の解体を含めた改修計画を策定中であること、現指定管理者から人材確保の面で複数年の管理期間で

の応募は難しいとの意見もあり、単年に変更した。
② 指定管理者の公募は2回実施していて、1回目は指定管理期間3年、指定管理料の上限額を1500万円としたが、応募者はいなかった。
2回目は指定管理期間1年、指定管理料の上限額を1700万円としたところ、現在の指定管理者1社の応募があった。

しかし、2月29日に応募した会社から必要人員の確保が難しいこと等を理由に辞退の申し入れがあり、継続協議をしたが、指定管理者として十分な対応が困難との考えは変わらず、申し入れを受理した。

- ③ 令和6年度中に施設の改修計画を策定する予定。温泉は改修か改築で検討を進めるが、休養村センターについては耐震基準を満たしていないことから、解体する方向で検討をしている。

今後の施設運営の方向性として、レストラン及び宿

泊施設については休止し、温泉施設と道の駅だけを指定管理、業務委託または直営にて運営できるよう早急に検討し、決定していく。

Q再質問

① 11月の1回目の募集では指定管理期間を3年としているが、その後1月に2回目の募集をする際、指定管理期間が1年に変わっている。この2か月で現施設の解体に方向性が変わったのか。経緯の説明を求めます。

- ② 指定管理料は1回目に1500万円、2回目に1700万円です。その後2月20日の町の指定管理者選定委員会において、適任ということで判定を出しているが、その際に指定管理料が再度1500万円に下がっていて、整合性がありません。結果として応募者は町との信頼関係が築けられなくなり、辞退に至ったのではないかと。この指定管理料の変動の理由は。
- ③ レストランの料理人について、今注目されている高

校の食物調理科の方を町で採用しては。または、地域おこし協力隊員で料理人を募集できないか。

A町長再答弁

① 当初は改修の計画や設計をし、改築が終わるまでに数年間はかかるかと考え3年間という期間設定をした。その後、指定管理者の候補者との話し合いの中で1年刻みという話になり、2回目の公募では1年間の期間設定になった。

- ③ 高校の食物調理科の卒業生や協力隊員の活用については、さまざまな可能性を検討していきたい。

A産業課長答弁

② 1回目と2回目の指定管理料の差額200万円は、急激な物価高騰等にも対応できるように町で設定した。その後、2回目の募集の際に応募者から1500万円の指定管理料が必要という積算の提示があり、再度1500万円とした。

Q再々質問

今回、指定管理者の撤退

となったが、お互い1対1で話す機会を持ち、しっかりと対話をするべきでは。

A町長再々答弁

正式に辞退するという文書も出ているので、撤回に向けてという形になるかはわからないが、一度話し合いの機会は持ちたいと考えている。



水田活用直接支払交付金による今後のぼたんそばの作付の影響

Q質問

現在本町ではぼたんそばを幻のそばと位置づけ、採算に合わずとも作付している。そのような中、地域農業再生協議会において産地

交付金で経費分が補助されており、玄そばの確保ができてきていることは極めて大きな効果があるものと評価する。

水活の動向により、本町のそばの作付において極めて大きな影響が起るものと考えているが、対策を含め町長の考えを伺う。

A町長答弁

今後については水活の現行ルールに従い、可能な限り産地交付金の確保に努めるとともに、交付金及び生産量増加の両面から安定的な作付につなげていきたい。

高齢者世帯の特殊詐欺被害対策について

Q質問

高齢者世帯を狙う特殊詐欺は枚挙にいとまがないくらい発生している。

架空請求詐欺等に対し最も有効な予防策である録音機能付き電話について、町から無償リースできないか。

A町長答弁

特殊詐欺被害防止のため、防災無線による周知を随時実施している。また、防犯協会、滝川警察署と連携し、特殊詐欺被害防止のため啓発活動を実施している。

町民への録音機能付き電話の貸与については、安心・安全に暮らすために有効な手段と考えるので、導入に向け機器や貸与方法について前向きに検討していく。



高田議員

新たな有害鳥獣対策

Q質問

近年、ヒグマが人間の居住地に出没する事例が多くなってきている。浦臼町でも昨年、1頭のヒグマが駆除されたが、山間部の畑や農道には複数の足跡が確認されている。

私たちがヒグマに遭遇しないよう行動することも大切だが、万が一遭遇した場合の対処方法等についてどのように行動することが有効なのか、住民に周知するべきではないか。

また、環境省はヒグマを指定管理鳥獣に認定する。国や道の動向とあわせて取り組みを検討するべきでは。

A町長答弁

現在、北海道ではヒグマの人里への出沒抑制を目的とし、冬眠中や冬眠明けの個体を狙う春期管理捕獲を今年度から本格実施している。市町村や狩猟関係団体が道の許可を得て実施するもので、ハンターへの報酬や弾代などの経費を半額補助する制度となっている。

平成2年度に春クマ駆除が廃止されてから三十数年が経過し、当町では春クマ駆除は実施されておらず、ハンターの安全性も確保されていないことから、今回は春期管理捕獲の実施を見送っている。猟友会と有効

性や安全対策について協議し、次年度以降の対応を決めていく。

ヒグマに遭遇した場合の対処方法については、既に確立しマニュアル化されているので、時期を見て周知啓発に努めていく。

国ではクマを計画的に捕獲する指定管理鳥獣へ追加して都道府県が捕獲計画を策定し、捕獲に対する報酬や経費、従事する人材の育成確保費用などを交付金で支援することとしている。

令和6年度中の運用開始を目指し、国及び北海道の動向を注視しながら、制度運用を図っていきたいと考えている。

Q再質問

大型の箱わなについて町で何基所有しているのか、また今後の所有の方向性について伺う。ドローンを使った個体確認や囲い込み猟等の活用についても伺う。

A産業課長答弁

箱わなは、現在1基を所有している。昨年度は2か

総務産業常任委員会報告

〔調査日1月26日〕

所でワマの出没が確認されたので1基は設置したが、もう1基は月形町から借りた。令和6年度については、1基を購入する予算計上をしている。

ドローンについても実効性などを協議していて、予算上の観点からまだ導入には至っていないが、引き続き協議をしていく。

浦臼町DX推進方針の現状と今後

Q質問

令和4年度に浦臼町DX推進方針が策定され、令和7年度までの4か年でDX事業を推進すると掲げられている。

現状の取り組みと今後のスケジュールを伺う。

A町長答弁

令和4年度に策定した浦臼町DX推進方針については、最高情報統括責任者を副町長として、国の定める6項目の重点取り組み事項、自治体DXとあわせて取り

組むデジタル社会の実現に向けた3項目の取り組み、その他DXに係る5項目の取り組みを推進するものである。

国の定める重点取り組み事項の一つである自治体情報システムの標準化は、標準化を要する情報システムとして住民記録を始めとした16システムがある。

現在、標準化の令和7年度完全移行に向けての取り組みを進めていて、令和6年度は標準化関連の予算を計上している。

自治体DXとあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取り組みは、デジタルデバイス対策として、昨年6月と7月に(株)NTTドコモの協力を得て、スマートフォン の操作方法の講習会を開催した。令和6年度においても予算計上し、引き続き事業継続を予定している。

その他、DXに係る取り組みは4月以降に発行される水道料金、下水道料金、

体栓料の納付書について、コンビニでの納付やスマホアプリを活用したキャッシュレス決済による対応が可能となる。

また、一部の申請等について押印廃止に向け業務改善に取り組んでいる。

Q再質問

デジタル田園都市国家構想交付金は今後どのようにして取り組むのか。

A総務課主幹答弁

現在教育委員会で電子黒板の導入等を考えているが、デジタル田園都市国家構想交付金を活用できるようにあれば進めていきたい。



DX推進の一例

〇ふるさと納税及び返礼品の現状と今後

〈概要〉

浦臼町では、平成22年度にふるさと納税が開始され、平成27年度は1万5351件で3億5340万1733円となったが、その後は減少を続け令和4年度は2663件で4683万3千円となっている。

主な要因としては、毎年新規の申し込みはあるものの、リピートが少ない傾向が続いている。「宣伝・広告」が有効に作用していないため、納税者に当町の返礼品の魅力を十分に伝えられていないのが現状である。

- 今後に向けては、
- ①寄附設定額を細分化し返礼品のバリエーションを増やす取り組みを行う。
- ②浦臼町公式SNSや町のホームページでの発信や、メディア掲載などを行い広告・宣伝の強化を図る。
- ③現在は3つのポータルサ

イトから申し込むことができるが、増やしていくことを検討する。

④当初から総務課庶務係が所管として担当しているが、近年は専門性が必要な業務が増加しているため、改善を目指し外部事業者(中間業者)への委託を検討する。

〈考察〉

現在の状況になるまで対応がとられていなかったことは非常に残念である。今後は速やかに対応願いたい。

- ・外部事業者への委託は、職員の負担軽減になる。外部事業者との連携を密にし、事業推進することを期待する。

- ・リピーターの確保が大切であると思われる。ダイレクトメールや情報発信などの対応を期待する。
- ・ポータルサイトの取り扱い扱いは慎重に行い、個人情報等の流出などないように願いたい。

審議された事件と結果

第1回浦臼町議会臨時会（1月26日開催）

※補正予算の審議のみ行い、可決されました。

第1回浦臼町議会定例会（3月5日～12日開催）

報告事項

◆専決処分した事件の報告（報告済）

工事請負変更契約の締結について（令和5年度 支浦臼内川護岸改修工事）
当初契約金額 「70,400,000円」を
第1回変更 「73,744,000円」に変更契約

条例等の審議と結果

- ◆専決処分した事件の承認について〔浦臼町手数料徴収条例の一部を改正する条例〕（承認）
- ◆浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（可決）
- ◆浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例について（可決）
- ◆浦臼町犯罪被害者等支援条例の制定について（可決）
- ◆浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について（可決）
- ◆浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（可決）
- ◆浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について（可決）
- ◆町道路線の変更について（可決）
- ◆町道路線の認定について（可決）
- ◆浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について（可決）
- ◆浦臼町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（可決）
- ◆浦臼町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（可決）

第2回浦臼町議会臨時会（4月1日開催）

条例等の審議と結果

- ◆専決処分した事件の承認について〔浦臼町税条例の一部を改正する条例〕（承認）

令和6年度 各会計予算

会計名		予算額	前年度比	予算の主なもの	
一 般 会 計		34億500万円	△18.2%	教育関係	1億163万7000円
				産業関係	3億6855万2000円
				福祉関係	4億8895万1000円
				建設関係	4億5545万3000円
				生活・防災・まちづくり関係	5億6186万9000円
特別会計	国民健康保険	1億2660万円	△8.6%	国民健康保険分賦金	1億890万7000円
	後期高齢者医療	4690万円	1.3%	保険料等負担金	3862万2000円

下水道事業会計	収入		支出	
	収益的収入	1億931万6000円	収益的支出	7375万円
	営業収益	1890万円	営業費用	6977万2000円
	営業外収益	9041万6000円	営業外費用	347万8000円
			予備費	50万円
資本的収入	3230万円	資本的支出	8515万3000円	
企業債	1950万円	建設改良費	3126万4000円	
他会計補助金	170万円	企業債償還金	5388万9000円	
国庫補助金	1110万円			

◎令和5年度予算の補正されたもの

会計名 (補正番号)	補正後の予算額 (補正額)	補正された主なもの	
一 般 会 計 (第 8 号)	45億1081万5000円 (1億4101万5000円)	令和6年能登半島地震義援金	50万円
		物価高騰対策住民税均等割課税世帯臨時特別給付金	650万円
		物価高騰対策低所得世帯子育て臨時特別給付金	175万円
		日の出団地解体工事、さくら団地屋上防水改修工事、中央団地改修工事、公営住宅移転補償費	1億3120万円
一 般 会 計 (第 9 号)	43億4604万円 (△1億6477万5000円)	基金積立金	1億2779万1000円
		タクシー等乗車負担金	△388万4000円
		ふるさと納税記念品	△2757万7000円
		認定こども園運営助成金	△700万円
		施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金	114万9000円
		トレシップタウンシナイ川河床整備工事	△2590万円
特別会計	国民健康保険 (第 2 号)	国民健康保険分賦金	△27万5000円
		後期高齢者医療 (第 2 号)	4506万7000円 (△128万7000円)

◎令和6年度予算の補正されたもの

会計名 (補正番号)	補正後の予算額 (補正額)	補正された主なもの	
一 般 会 計 (第 1 号)	34億3378万1000円 (2878万1000円)	うらうす温泉直営に係る業務委託料ほか	2878万1000円

議会の流れ

◎議会運営委員会

2月27日 ・令和6年第1回定例会の運営について

◎全員協議会

1月26日 ・補正予算について

2月14日 ・新年度予算について

3月 5日 ・令和6年第1回定例会について
・町道路線の変更及び認定について

・犯罪被害者等支援条例の制定について

・浦臼町自然休養村センターの指定管理者の指定について

3月12日 ・浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の改正について

・会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当に関する改正について

・浦臼町温泉保養センターの運営について

4月 1日 ・専決処分した事件の承認について

(浦臼町税条例の一部を改正する条例について)

・うらうす温泉の運営に関わる予算の組み替えについて

◎議会広報特別委員会

4月 9日 ・議会だより第186号の編集

議会懇話会

令和6年2月13日に「ベ
じらいぶ」「乾菜」「フレッ
シユミズ」の3団体の皆様
と懇話会を開催しました。
それぞれの活動内容につ
いてご説明いただいたほか、
議会や町政に対し多数のご
意見をいただきました。
ご協力ありがとうございました。

ご報告

このたびの「令和6年能
登半島地震」の災害に対し
まして、浦臼町議会議員会
よりお見舞い金10万円を石
川県へ送金いたしました。

記事の訂正

議会だよりNo.185の14
ページ掲載の表彰について
中川議員の「議員として10
年以上在籍」は、正しくは
「副議長として4年以上在
籍」でした。

全国町村議会 議長会表彰

令和6年2月8日、全国
町村議会議長会から長年に
わたり地方自治振興や町政
発展に貢献された方に表彰
状が授与され、第1回定例
会開会前に伝達されました。



町村議会議員として15年以上在籍
折坂美鈴前議員

寄付行為について

議会議員は、選挙区内
で金銭や品物を贈ること
は特定の場合を除いて法
律で禁止されています。
また、有権者が求めて
もいけません。
ご理解とご協力をお願
いいたします。

編集後記

青葉の初々しい季節にな
りましたね。これから野山
の緑も鮮やかさを増してい
くことでしょう。

新型コロナウイルス感染
症が5類になり1年が経と
うとしています。コロナ禍
前のように戻りつつありま
すが、戻らないものもあり、
私たちの生活や経済は変わ
ったと感じています。

また、4月から新型コロナ
ナウシルスワクチンは年1
回の任意接種となり、接種
費用は1人当たり1万5千
円程度の自己負担とされて
います。どうしたものだけ
か。

さらにこの物価高騰、何
とかしてほしいですね。
賃金の上昇が追いつかない
ほどの物価高、今後の町の
舵取を町長には期待したい
ものです。
(静川)

委員長	土屋 慎一
副委員長	高田 英利
委員	静川 広巳
委員	砂場 明